

グループホーム あいりレー石岡 ご利用料金表

<平成29年4月改訂>

(1) 基本料金

介護度	基本単位 (1日につき)	医療連携 体制加算 (1日につき)	サービス提供 体制強化加算 (Ⅲ) (1日につき)	介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ) (1ヶ月につき)	介護保険適用時の1ヶ月 (30日算定)あたりの 自己負担額の目安
要支援2	743		6	総単位数の 11.1%	24964円
要介護1	747	39	6		26397円
要介護2	782	39	6		27564円
要介護3	806	39	6		28364円
要介護4	822	39	6		28897円
要介護5	838	39	6		29430円

<加算について>

○医療連携体制加算

利用者様の日常的な健康管理や状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行い、通常時及び特に状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡調整を行うため1日につき39単位となります

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

勤続3年以上の介護職員が全体の30/100以上ですので、1日につき6単位となります。

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1ヶ月の総単位数（基本単位+サービス提供体制加算）の11.1%の単位となります。

○初期加算

入居後30日間は初期加算として1日30単位となります。

※石岡市は、<その他>により1単位当たりの金額が、10円となります。

<その他の加算について>

○退去時相談援助加算

利用者様が退居し、居宅での介護サービスを利用する場合において、本人及びその家族等に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、かつ退居後の市町村等に必要な情報を提供した場合に、400単位となります。

○若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者を受け入れ、個別の担当を定め、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に、120単位となります。

○認知症専門ケア加算（Ⅰ）

当該事業所における利用者様の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であるため、1日につき3単位となります。

○看取り介護加算

死亡日以前4日以上30日以下の場合 1日につき144単位となります。なお、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位、死亡日は1280単位となります。

(2) 家賃

36,000円（月額）途中入居者の日割り分は、日額1,200円とします

*在籍中の外泊や入院等による不在の場合は減額しません。

(3) 食材料費

1,440円（日額）内訳：朝食309円、昼食514円、夕食514円、おやつ103円

*食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、非常食等）です。

*入院、外泊、外食等により食事をとらなかった場合はいただきません。

(4) 水道光熱費

617円 (月額)

*入退院・入退居した場合はいたしません。

(5) 共益費

360円 (月額)

*共益費に含まれるのは、概ね次の通りです。

(日常生活用品費、車両維持費、通信費、図書費、畑肥料代、ゴミ処理代、電球交換、消防設備点検費等)

*途中入退居及び在籍中の入院などの場合は日割り計算といたします。

<自己負担>

・紙おむつ、リハパン、パット

・理美容料・医療費・外食費・小遣い など

*協力医療機関以外の通院時における交通費は自己負担となります。(家族対応ができない場合)

<その他>

日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族(代理人)に説明をし、同意を得た場合に限りいただきます。

※入居金 なし (ただし退居時のクリーニング代として、入居時に 35,000 円いただきます)

※介護保険関連法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明し、ご了承いただきます。



グループホーム あいりー石岡

石岡市鹿の子3丁目1-29

電話 0299-27-8040

FAX 0299-27-8041